

令和6年1月23日（令和5年(2023年)度第50号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

ホームページで、こども家庭庁による

「こども誰でも通園制度(仮称)」説明会 動画を公開中！

<ニュースの内容>

■ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（中略）の一部を改正する内閣府令案」に関する意見を提出しました

■ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（中略）の一部を改正する内閣府令案」に関する意見を提出しました

全国保育士会委員ニュース（令和5年度第46号）で既報のとおり、こども家庭庁では、保育所等における4・5歳児の職員配置にかかる最低基準を30対1から25対1へ改正するに伴い、法令の改正案についてパブリックコメントを実施しています。

この度、全国保育士会では、子どもの最善の利益を十分に保障する観点から、以下の意見を提出しました。

意見の提出締切は**令和6年1月26日(金)(必着)**となっていますので、各都道府県・指定都市保育士会組織や保育士・保育教諭等の会員の皆さまにおかれましても、ぜひご意見をご提出ください。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案」に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育士会
会長 村松 幹子

子ども・子育て家庭の福祉ニーズの多様化や、児童福祉施策の充実により保育所・認定こども園に求められる期待が高まり続けるなか、4・5歳児の職員配置に係る最低基準を30対1から25対1に改正することについて、子どもにとってより適切な保育実践の展開および保育士・保育教諭が安心して働くことのできる環境の確保の観点から賛成いたします。

一方で、子どもの最善の利益を十分に保障するためには、これまで以上に質の高い保育

内容をめざすことが重要であり、以下の点についても早急な対応が必要と考えます。

◆ **1 歳児の職員配置に係る最低基準の改正**

「こども未来戦略」において、1 歳児の職員配置に係る最低基準を 2025 年度以降、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進めることとされています。一方で、1 歳児は個別の配慮の必要性が現れ始める時期であり、その後の発達を支える観点からも手厚い職員配置が必要です。そのため、最低基準改正の時期について、可能な限り前倒しての対応が必要と考えます。

◆ **2 歳児の職員配置に係る最低基準の改正**

職員配置に係る最低基準について、1 歳児および 3～5 歳児は改正が進められることとされていますが、2 歳児については明示されていません。2 歳児は応答的な関わりが重要な時期であることから、1 歳児同様に最低基準の改正が必要と考えます。

◆ **職員のさらなる加配に対する加算措置**

近年は子どもの発達状況の個人差も大きいことから個別に対応する必要性が増しており、保育者の努力により保育の質が確保されている状況です。保育所保育指針に記載のねらい等をこれまで以上に達成するためには、改正後の最低基準以上に職員を配置する場合には加算措置を行う等の対応が必要と考えます。

また、「こどもまんなか社会」の実現にあたっては子どもの声を反映することとされていますが、上記の対応によりこれまで以上に乳幼児期の子どもの声を聴くことができると考えます。

◆ **保育士・保育教諭等の処遇改善**

子どもが安心できる環境の整備のためには、保育士・保育教諭等が安心して働くことのできる環境も必要です。職員配置に係る最低基準の改正とともに着実な処遇改善が必要と考えます。

◆ **主任保育士の専任必置化**

主任保育士は、保育にかかる知識・技術等の助言・指導や、地域の子ども・子育て家庭支援、外部の専門職や組織との連携、その他各種管理業務等、質の高い保育の提供等にあたり非常に重要な役割を担っています。一方で、現状では要件を満たした場合に加算により措置される状況であり、その配置については非常に不安定な状況です。こども未来戦略の「安心してこどもを預けられる体制整備」の目的を達成するためには、主任保育士を主幹保育教諭と同様に公定価格上の配置基準に含み、専任必置化することが必要と考えます。

以上

意見募集要領や改正案の概要等については、以下の URL をご参照ください。

■ こども家庭庁ホーム 》 申請・届出 》 パブリック・コメント

<https://www.cfa.go.jp/public-comment/>